

(報告書)

## フランスにおけるたばこ規制立法の実施過程における法的課題に関する研究

助成研究者 齋藤 健一郎 (小樽商科大学商学部企業法学科)

### 1. 研究目的

本研究は、一定の空間での喫煙禁止等のたばこ規制を立法化し、これを実施する過程において生じる法的課題・法的紛争の検討を目的とするものである。そのために、理論的な観点からは、立法過程とその実施過程において、過去において繰り返し行われることで習慣となった人の行動や文化的・芸術的表現を将来に向けて規制することの是非や、そうした行動・表現が法的にどのように評価され得るのか、という問題について考察を行うことが有益であると思われる。本研究は、この考察を通じて、たばこ規制の立法過程と、特にその実施過程における考慮要素を抽出し、類型化して提示することを目指すものである。

より具体的にいうと、次の2つを研究課題とする。

第一に、後述2のとおりフランス法を比較法研究の対象として、立法過程において議会がたばこ規制を正当化するために考慮した事項と、立法後の規制の実施過程において生じた課題（立法過程では考慮された点もあれば、考慮されなかった点もある）に直面して、その対処のために主に裁判所が考慮した事項のそれぞれを整理した上で、その相違の分析を行う。規制の前後での議論を比較分析することにより、たばこ規制を実施する場合における考慮要素について、例えば健康増進といった単純なものではなく、より重層的な性質をも明らかにできるものと思われる。

第二に、日本法については、日本の立法過程での議論（2018年の健康増進法改正をめぐる議論）において、たばこ規制を正当化するために考慮された事項の整理を行うとともに、日本にもたばこ規制に関する裁判事例が若干存在することから、規制の実施過程において裁判所が何を考慮したのかを整理する。その上で、日本法とフランス法との比較分析を行う。

### 2. 研究方法

本研究においては、主に、フランスにおけるたばこ規制の立法史および裁判例の調査・分析を行うとともに、日本法（健康増進法）との比較検討を試みる。

すなわち、一方で、フランスでたばこ規制立法が制定された際に、それを正当化する根拠は何であったのか、その適用対象や範囲がどのように調整されたのかの分析を行う。フランス法の分析結果を踏まえて、日本において、健康増進法の改正の過程において規制強化を正当化する根拠は何であったのか、改正法の適用対象や範囲がどのように調整されたのかについて、比較検討を行う。他方で、たばこ規制立法の実施過程に関するフランスの

裁判事例の分析を行う。特に、たばこ規制立法を実施する中で生じた課題に対して当該規制を及ぼすことの是非をめぐる議論（事後的な正当化の論拠）の分析を行う。その上で、日本における裁判事例との比較検討を行う。

### 3. 研究成果

#### 3-1. フランスにおけるたばこ規制立法の概要

フランスにおいて、たばこ規制立法の最初のものは、鉄道の安全確保のために乗客に対して「禁煙」と掲示された車両の客室中で喫煙することを禁止した1942年3月22日の行政立法であった（Décret n° 730 du 22 mars 1942 portant règlement d'administration publique sur la police, la sûreté et l'exploitation des voies ferrées d'intérêt général et d'intérêt local, JORF n° 202 du 23 août 1942, p. 2888）。

一般的なたばこ規制の立法として最初のものは、1976年7月9日に制定された「たばこ対策に関する法律」（Loi n°76-616 du 9 juillet 1976 relative à la lutte contre le tabagisme）である（以下では「1976年法」とする）。これは、この法律を所管するのが保健省であり、当時の保健大臣であったシモーヌ・ヴェイユ（Simone Veil）の名をとり、「ヴェイユ法」とも呼ばれる法律である。また、1976年法を受けて、翌年の1977年には、その詳細を定める政令が制定された（Décret n° 77-1042 du 12 septembre 1977 relatif aux interdictions de fumer dans certains lieux affectés à un usage collectif où cette pratique peut avoir des conséquences dangereuses pour la santé—以下では「1977年政令」とする）<sup>1</sup>。この政令は公布日である同年7月17日の1か月後から施行され、法律と政令が合わさり、たばこ規制が始められることとなった。

次に、上記の法律を改正する形で規制をより強化したのが、1991年7月10日に制定された「たばこ及びアルコール対策に関する法律」（Loi n° 91-32 du 10 juillet 1991 relative à la lutte contre le tabagisme et l'alcoolisme）である（以下では「1991年法」とする）。これは、当時の連帯・保健・社会保護大臣であったクロード・エヴァンの名をとり、「エヴァン法」とも呼ばれている法律である。また、1991年法を受けて、翌年の1992年には、その詳細を定める政令が制定された（Décret n° 92-478 du 29 mai 1992 fixant les conditions d'application de l'interdiction de fumer dans les lieux affectés à un usage collectif et modifiant le code de la santé publique—以下では「1992年政令」とする）<sup>2</sup>。この政令は公布日である同年5月30日の6か月後から施行された。なお、この段階で、これらの規定は「公衆衛生法典」の中の「たばこ対策」（Lutte contre le tabagisme）の章に編入され、以後、この法典の規定となった。

そして、特に受動喫煙の対策を強化するため、2006年11月15日に、上記の1992年政令を改正する政令が制定された（Décret n° 2006-1386 du 15 novembre 2006 fixant les conditions d'application de l'interdiction de fumer dans les lieux affectés à un usage collectif—以下では「2006年政令」とする）<sup>3</sup>。フランスでは現在、公共の場の屋内においては全面禁煙とされ

ており、屋内で喫煙所を設置するには極めて厳しい基準を満たすことが求められるため、例えばパリでは屋内の喫煙所を見かけることは殆どない。こうした状況は、2006年政令によって実現されたものなのである。

### 3-2. たばこ規制立法の正当化の論理と、各立法における規制の内容

#### (1) 1976年法・1977年政令

フランスにおいて初めてのたばこ規制立法である1976年法は、全18カ条から成り、主にたばこの宣伝・広告の規制について定めている（2-15条）。喫煙規制に関する条項は、以下の16条のみであり、詳細は政令に委ねられた。

1976年法16条 警察権限に属する安全、平穏又は公衆衛生上の措置を除き、多数の者が利用し、そこでの喫煙が健康に対して悪影響を及ぼしうる場所における当該行為の禁止については、コンセイユ・デタ（最上級の行政裁判所）の議を経た政令（デクレ）がこれを定める。

喫煙者と非喫煙者とに分かれている場所又は交通機関においては、後者のための場所が全体の半分を下回ることはできない。

この法律の提案理由は、保健大臣であったシモーヌ・ヴェイユによって以下のように説明がなされている<sup>4</sup>。第一に、心疾患やがん等の疾病は生活習慣が関係しており、予防措置によって罹患頻度や重症化を容易に緩和することができるどころ、「過剰な喫煙」はまさにその一つである。第二に、フランス国内において、一人当たりの喫煙数が年々増加しており、また、喫煙を始める年齢が下がり、15歳未満の者の多くが常習的に喫煙しているという状況がある。これは要するに、従来からの男性喫煙者に加えて、女性と青少年の喫煙の増加を指摘するものである。第三に、財政上の理由として、喫煙の予防は公衆衛生の保護に資するだけでなく、いずれは社会的負担を減らすことにつながる。

このように、政府は、①たばこの有害性に関する科学的知見、②国内の喫煙者の動向、③財政上の理由を挙げて、たばこ規制を立法化すべきことの論拠としたわけである。もっとも、規制の具体的方策に関しては、謙抑的な立場がとられた。この点に関するヴェイユの次の指摘は、極めて重要である。

「しかしまた、喫煙は各人の個性（personnalité）や生活習慣と深く結びついている現象であるから、権力的な手法で過剰な喫煙を妨げようとしてしかねない措置や、喫煙者に対する処罰の精神によって導かれていると思われかねない措置は避けることも重要である。こうしたことから、政府としては、公衆に対して、特に青少年に対して、広く情報提供に取りかかるべきであり、〔喫煙者〕各人に対しては、自身が曝される危険やしばしば他者に曝してしまう危険について客観的に伝えるべきであり、そして、これらによ

り、国民それぞれを、自身と他者の健康に対して負う責任をより一層意識させるべきであると考えたのである。」<sup>5</sup>

「政府としては、考えられるあらゆる措置の中で、消費者という特別のカテゴリーに対する強制的な規制や差別を避けるように努めました。こうした理由から、他国では例のある未成年者へのたばこ製品の販売禁止や、一部で提案のあった紙巻きたばこの価格を大幅に上げることは、適切ではないと判断いたしました。前者の措置は、青少年に対してたばこを価値あるものと思わせてしまうという不都合があるでしょう。後者は金銭による差別をすることになってしまうかもしれませんが、差別はそれ自体として良識に反しており、またその効果もつかの間でしかないかもしれません。」<sup>6</sup>

「人々の行動と習慣は、個人の根本的な動機に服するものであったり、社会や家族の環境によって強められたり、時には推奨されたりするものでありまして、これを変えることは、心理学者や社会学者が明らかにしてきた理由からしまして、極めて困難であります。」「計画しているキャンペーンでは、喫煙率の急激な減少を目的とした派手な施策ではなく、むしろ、人々の行動を徐々に変えることを目的とした継続的で根気のいる施策を考えているということを繰り返し述べておきたいと思います。」「あらゆる不寛容の精神を控えることが、私には極めて重要であるように思われます。しかし、寛容や自由は、決して免責を申し渡したわけではありません。各人に、自身の健康に対する、時には他者の健康に対する責任をより良く意識させることができるならば、政府の施策は成功するだろうと考えます。」<sup>7</sup>

要するに、政府においては、生活習慣となった行為を自分自身で変えることは容易でないことを踏まえ、権力的な手法（喫煙自体の規制）は反発を招いてむしろ変化を妨げてしまうため、たばこの有害性について情報提供・啓発をすることこそ生活習慣を変えるためには適切であると考えられたのである。そして、政府は、情報提供の重要性の延長線上に、たばこの宣伝・広告を規制するという方策を位置づけ、これを可能とするために法案を提出したのである。というのも、一方でたばこの有害性を伝えて啓発をしつつ、他方でメディアを通じたたばこへの誘引が行われるのを容認するのであれば、一貫性を欠いており、たばこ規制という施策を実現することはできないと考えられたのである。

こうして正当化が試みられた宣伝・広告規制であるが、これについては、上記とは別の提案理由も説明がなされている。ヴェイユは、法案の提案理由の中で次のようにも述べており、様々な反たばこ対策をとる上で、全体の連関の中で一部（宣伝・広告規制）が不十分であると他の施策の実効性を減じてしまうという論拠を提示したのであった。

「しかし、これ〔注、政府がすでに開始した反たばこキャンペーン〕と同時に、同じような方法や、ときにはより重大な手法によって、公衆が様々なたばこ製品のための宣伝

活動を通じて喫煙する気にさせられてしまうとすれば、上記施策は、特にそれが狙いとしている青少年からの信憑性を失うおそれがあることは、もはや明白である。現状に鑑みると、当該製品のための広告を行う余地を全くなくすることは可能ではなく、望ましくもないと思われるが、これに対して、当該広告を自由なままにし続け、それがしばしば非常に強烈で非常に魅惑的な形をとることは、世論からは理解されないであろう。」

さて、1976年法における喫煙規制に関する16条についてであるが、政府によると、すでに公共の場所（会議場、美術館、図書館、デパート、映画館、バス等）では行政立法により禁煙が定められており、これは安全上の理由に基づくものであったが、1976年法においては、喫煙によって健康への危険が生じうる場所では喫煙を禁止する必要があることが提案理由とされていた。議会審議の中では、ヴェイユは、「健康の保護と自由の尊重との間で均衡を保つことは必要でありましょう」と述べたり、多数の者が利用する場所での非喫煙者の保護はそれ自体で正当化されると述べたりしている<sup>8</sup>。

議会における法案の審議では、上院・下院とも、法案の考察を行う報告書が委員会で作成され、公表されている。この中で、喫煙規制に関しては、まず下院（国民議会）では、法案の名称に用いられている« tabagisme »について、これは「たばこの過剰」(abus de tabac)と理解されることや、当時のフランスでは喫煙率が42%であったこと等の指摘がなされており、法案には理解が示されている<sup>9</sup>。

上院（元老院）の報告では、喫煙規制について、「非喫煙者の単なる喜びを立法上考慮するところまでは行っていない点は指摘しておくべきである。この点〔注、喫煙規制〕については、……単なる礼儀によっては常に守られているというわけではない、不文のルールに留まることとしている」との記述があり<sup>10</sup>、やはり、法律による喫煙の規制には慎重な態度が示されている。もっとも、審議の中では、この報告書の作成者が、通常の喫煙は許容しなければならないが、過剰な喫煙を誘引するもの（すなわち宣伝・広告）を止めさせることは国家の利益でもあることや、非喫煙者の保護については確かに良きマナーを立法化するのではないものの、多数の者が利用する一定の場所での喫煙を抑制することにより非喫煙者にとって有害な行為をなくそうとすることは、正当化するより他はないとの発言もしていた<sup>11</sup>。

以上の議論の下で制定された1976年法の16条は、多数の者が利用する場所（les lieux affectés à un usage collectif）での喫煙の禁止について、「そこでの喫煙が健康に対して悪影響を及ぼしうる場所」という限定を加えた上で、政令で詳細を定めることとした。

では、16条の規定を受けて制定された1977年政令は、どのような喫煙規制を定めたのであろうか。まず、公共交通機関に関しては、個々の場合につき喫煙可能な場所を限定する規定を置いた（7-12条）。そして、それ以外の場所については、次の原則的規定を置くとともに、政令上の喫煙禁止規定に違反した者には40フランから80フランの罰金に処すると

した。

1977年政令1条 多数の者が利用する場所（個人の住居内において多数の者が利用する場所を除く）においては、以下の各号を満たさない場合、喫煙を禁止する。

- a) 換気が配管を通じて機械的に又は自然に行われる場所については、利用者1人につき（par occupant）、1秒ごとに最低7リットルの換気量〔注、25m<sup>3</sup>/hの換気量〕
- b) 外扉によって換気を行う場所においては、利用者1人につき最低7立方メートルの容積

この1条規定では、喫煙所という限定はされていないので、屋外は当然に喫煙が許容される。また、喫煙場所それ自体の基準ではなく、多数の者が利用する場所（したがって非喫煙者も居る）において喫煙を可能とするための基準であるため、日本でよく見られるような同じ空間内で喫煙席と非喫煙席を分けることが許されたことになる。

1977年政令は、さらに、原則的規定を個々の場合においてより具体化する規定も置いた。第一に、小学校と中学校においては、生徒が利用する場所では、学期中は喫煙を禁止し、その他の学校施設においては施設の内規が喫煙を禁止する場所を定めるとされた（2条）。また、喫煙が完全に禁止される場所として、16歳未満の青少年向けの集団的なレジャー活動の環境を提供する場所と、レジャー及びバカンスの施設内の宿泊場所（16歳未満の青少年の宿泊が認められている場合に限る。）が挙げられた（3条）。第二に、病院などの公立・私立の公衆衛生のための施設においては、患者の応接、治療及び入院のために用いられる多数の者が利用する場所での喫煙が禁止された（4条）。第三に、有毒物質や病原菌を扱う場所では、喫煙が禁止された（6条）。そして、第四に、レストランやカフェ等について、次のような規定を置いたのであった。

1977年デクレ5条 食品を飲食のために保管し、取り扱い、調理し、又は販売のために提供する場所では、喫煙を禁止する。ただし、主として食品をその場で飲食するための場所に対しては、当該禁止は適用しない。

このように、キッチンも喫煙禁止としつつも、レストラン・カフェ等は適用除外としたのである。

## (2) 1991年法・1992年政令

前述した1976年法・1977年政令による喫煙規制に関しては、限定的な喫煙規制ですら守られないことが多かったようである。また、1976年法の主な内容である宣伝・広告規制に関しても、たばこ製造業者は出版物等において公然と無視したり、間接的な広告（他の製品にたばこの名称を記す等）による脱法行為や、モータースポーツのスポンサーとなってテレビ広告を流すことが多く見られたようである<sup>12</sup>。そこで、たばこ規制をより強化する

ために制定されたのが、1991年法である。

喫煙規制に関して、1991年法は16条を次のように改正した。全体的な文言に大きな変化はないものの、この改正は、喫煙禁止の原則と、喫煙場所でのみ喫煙が例外的に可能であることを定めたものとして、重要である。

1991年法16条〔現、公衆衛生法典L.3512-8条〕 学校その他の多数の者が利用する場所および公共交通機関においては、喫煙を禁止する。ただし、喫煙者専用であることが明示された場所を除く。

前条の適用に関しては、コンセイユ・デタの議を経た政令（デクレ）がこれを定める。

政令の内容については後述するが、このように喫煙禁止の原則を定める規定への改正ということは、政府の提案理由において明確に示されている。当時の連帯・保健・社会保護大臣であったクロード・エヴァンは、「多数の者が利用する場所での喫煙の禁止。これが原則であり、喫煙の可能性はこの原則の例外でしかなく、明確な要件の下で限定される」と説明していたのである<sup>13</sup>。

政府の提案理由によると、上記の喫煙禁止は、たばこの広告・スポンサーの全面禁止やたばこパッケージへの警告表示の義務化とともに、青少年を守り、喫煙を予防するための方策として位置づけられている。1991年法の立法過程では、政府においても、議会においても、受動喫煙（*tabagisme passif*）からの非喫煙者の保護ということが明確に意識されており、これが上記16条の改正につながったと言える。

議会審議においては、喫煙規制に関する16条について下院はこれに賛同し、可決した。上院（国民議会）も受動喫煙の有害性に鑑みて16条の改正に賛同しつつも、特に若者の喫煙問題を憂慮し、改正16条による喫煙禁止が学校施設内の場所で適用されることを明確にするための若干の修正を提案した<sup>14</sup>。政府が提出した法案には、上記16条の冒頭の「学校その他の（*notamment scolaire*）」という文言は入っておらず、これは上院の修正提案により追加されたものなのである。この修正案は国民議会でも可決され、上記16条の改正が実現したのであった。

なお、1991年法16条による喫煙禁止の原則は、もちろん国内の状況を変えるためのものではあるが、同時に、フランスでも公共の場所では禁煙とする動向があり、これを強化するという側面もあったようである。この点について、上院の意見書<sup>15</sup>では、当時すでに国内線航空会社のエールアンテルが1990年3月1日から喫煙禁止としており（法令上は喫煙席を設置可能）、また、法案提出後の1990年6月25日には、国鉄のSNCFが、1991年1月から郊外の列車では全面禁煙にすること、その他で1993年までに喫煙席を1/3にまで減らすこと、全席禁煙の車両を設置することを内容とする協定を結んだことが指摘されている。実は、下院の報告書においても、政府提出法案の16条は詳細の定めを政令に委ねていることに関

連して、世論の進展を考慮することが望ましく、政府は関係企業と可能な限り交渉に訴えることを意図しているとの説明がなされていた<sup>16</sup>。上記のSNCFとの協定は、この交渉の結果である。政府が基本的な方針やその理由、そして拘束的な規範を示しつつも、関係業界の意向を踏まえることや、そこでの規範の遵守を受け入れるように交渉することは、次の2006年政令による大幅な規制強化の際にも見られるものである。

さて、1991年法によって改正された16条の規定を受けて、翌年の1992年にはその詳細を定める政令が制定されている。以下のとおり、1条で喫煙禁止場所の原則を定め、2条で喫煙場所の設置を認めつつ、3条で喫煙場所の設置基準が定められている（違反者は違警罪の罰金に処する－14条）。

1992年政令1条 上記1976年7月9日法律16条が定める、多数の者が利用する場所における喫煙の禁止は、公衆が出入りし、または職場となっている、屋根のある閉め切られた場所（*tous les lieux fermés et couverts*）において適用する。

公共交通機関、および、公立又は私立の小学校・中学校・高校に関しては、児童・生徒が行き来をする屋根のない場所で、行き来のある期間においても、同様とする。

2条 このデクレ1条が定める場所の中では、不可能な場合を除き、喫煙者の利用に供される場所において喫煙禁止は適用しない。喫煙者用の場所は、設置権限のある私的もしくは公的な人又は機関が、広さ、間取り、利用・通風・換気の状態、非喫煙者の保護の必要性を考慮して、これを決めることとする。

3条 このデクレ第2章が特別に定める場合を除き、喫煙者の利用に供される場所は、専用の場所（*locaux spécifiques*）または区切られた空間（*espaces délimités*）とする。

当該場所又は空間は、以下の基準を満たさなければならない。

a) 配管によって機械的又は自然に換気をする場所においては、利用者1人につき、1秒ごとに最低7リットルの換気量。

b) 外扉によって換気をする場所においては、利用者1人につき最低7立方メートルの容積。

上記の1991年法16条が「多数の者が利用する場所」で喫煙を禁止したところ、この概念を、上記の1992年政令1条は「公衆が出入りし、または職場となっている、屋根のある閉め切られた場所」と具体化した。屋根のない場所としては、スタジアム、大通り、庭園、海水浴場などが考えられ、閉め切られていない場所としては、道、広場、屋根のある市場、森林などが考えられる。これら以外の屋内は、基本的に喫煙が禁止されたことになる。1991年法は「公的な場所（*lieux publics*）」という文言を用いていないため、私的な場所であっても多数の者が利用する屋内であれば、喫煙が禁止される。そして、「屋根のある閉め切られた場所」の中に喫煙場所を設置することは可能であり（政令2条）、その要件として、



専用の場所か区切られた空間であること、および、喫煙場所の設置基準を満たす必要がある（政令3条）。この設置基準は1977年政令のときと同じままであるものの、喫煙用の場所・空間のみを対象として満たすことが求められる。

したがって、屋内においては、従来よりも基準は厳しくなった。ただし、1992年政令13条は、「食料品および飲料をその場で消費する商業施設（鉄道の食堂を除く）では、当該場所の配置（場合により変更することができる）により、喫煙する利用者用の場所を設けることができる。」と定めており、依然として、レストラン・カフェ等では、同じ空間内で喫煙席と非喫煙席を分けることが許された。そうすると、政府が提案理由において1991年法は喫煙禁止を原則としたと述べていたのに反して、一般的な喫煙禁止が原則とはならなかったと言えよう。

むしろ、1992年政令においては、上記の原則的規定の下で、個別的な場合における喫煙の規制・禁止について定めた規定に、一定の意義があった。特に、政令1条2項は公共交通機関が喫煙禁止であることを明記しており、他の規定には航空機と船舶について例外を認めるものしかなく、鉄道やバスは完全に喫煙禁止とされた。もっとも、なおも例外が認められた場合もある。第一に、小中学校・高校においては、上記の政令1条2項で主に校庭が禁止の対象と明記されているが、8条において、教育施設の敷地内では教師用の部屋とは異なる特別の部屋を喫煙する教職員用とすることができ、高校や大学の敷地内では教室・学習室・集会場以外であれば喫煙室を設けることができるとされた。第二に、1992年政令1条は「職場（lieux de travail）」を原則喫煙禁止とし、これは1976年法・1977年政令には見られなかった点であり重要な規定である。ただし、政令4条においては、これが適用されるのは受付・食堂・会議室・研修室・休憩場所・トイレ等とされており、オフィス（bureaux）は対象とされず、後者では雇用主に対して非喫煙者の保護を図るための組織・整備計画を策定するよう義務付ける（すなわち自主的対応を促す）にとどまった。

### （3）2006年政令

喫煙規制に関して、1991年法・1992年政令による規制は守られない場合が多かったようであり、病院や学校でも喫煙規制は殆ど守られていない状況にあったようである。1992年政令の立案担当者自身、喫煙規制の違反者に罰則を科すことは現実には難しいことを認めており、唯一、公共交通機関では遵守される見込みがあると述べていた程である<sup>17</sup>。

しかし、2006年の政令により1992年政令が改正され、レストラン・カフェ等を含めて、屋内は原則全面禁煙とされ、しかもこれが厳格に適用され、フランスの喫煙規制は制度的にも実態としても大きく変容した。

2006年政令は重要な改正であるが、法律の改正を伴わなかったため、改正内容に関して議会での審議はなされていない。とはいえ、政府のイニシアティブのみで改正が実現したわけではない。2006年には、下院（国民議会）においては、多数の関係者からのヒアリン

グを含む調査がなされた。2006年政令は、その内容からして、この調査の報告書<sup>18</sup>に依拠しているものと思われる。

報告書は、受動喫煙の有害性についての科学的知見を示していることは勿論だが、それだけでなく、1991年法・1992年政令の法制的な不備についても考察を行っている点が注目される。

第一に、喫煙場所の設置基準に関する不備である。すなわち、①喫煙者と非喫煙者の場所・座席を分けることは非喫煙者の保護にとって実質的には意味がない。②現行の換気基準はそこにいる者の健康の最適な保護にとっては不十分であり、そもそも換気装置によっては周囲の空気上の発がん性物質を除去することはできないため、国際機関（WHO）は喫煙空間の換気という発想を採らなくなっている。したがって、非喫煙者と喫煙者とで場所を物理的に分けること、喫煙所は閉ざされて密閉されていることが必要である。③喫煙場所を分けるとしても、そこで働く従業員の健康も考える必要がある。

第二に、国内外での法的枠組みの進展が挙げられている。すなわち、①国際的には、EU議会は2004年6月にWHOたばこ規制枠組み条約を締結し、フランスは2004年10月に批准をした。この条約は8条において「たばこの煙にさらされることからの保護」に必要な措置を締約国が採るように促している。また、②国内的にも、破毀院（民事・刑事の最上級裁判所）の2005年6月29日判決が、雇用主は従業員を受動喫煙から守るための安全配慮義務を負うとの判断を示したことから、現行のままでは法令には適合していても雇用主（これは会社だけでなくレストラン・カフェ等の経営者も含まれ得る）が賠償責任を負うおそれが生じたのである。

この第二の理由は、2006年政令の制定後に政府が発した通達<sup>19</sup>にも改正理由として掲げられており、改正を実現する上で重要な契機であったと言える。

第三に、改正の方向性として、報告書は、①受動喫煙の有害性が明らかになっている以上、喫煙者の自由は制限されるとしつつも、喫煙者を非難すること（喫煙者数を減らすこと）は法改正の目的では全くないことに留意している。むしろ、喫煙者も受動喫煙の被害者であるという観点から、喫煙者の健康も守るために、公共の場での喫煙規制の強化を望んでおり喫煙を止めようとする者に寄り添うことを目的の一つに挙げる。そのため、規制強化とともに、支援も行うことが非常に重要であるとの指摘がなされている。これに対して、②規制対象の拡大に関して、従業員と非喫煙者を受動喫煙から保護することが改正の目的であることから、一定の業種を例外扱いすることはできず、シガーバーや、ディスコ、カジノなどの一定の業種にのみ恒久的な例外を認めることは不可能であるとの指摘もなされている。その理由としては、平等原則の観点から、公衆衛生の保護という目的との関係で一定の業種は状況が異なるわけではないこと、また、規制目的の観点から、健康・安全を経済的な考慮により譲歩させることは許されないことが挙げられている。ただし、一時的に、一定の業種に準備期間を認めることはあり得る。

第四に、規制の取締りに関しては、報告書は、違反に対する違警罪について反則金制度を導入すべきことを提案した。当時、すでに道路交通等に関して反則金制度があり、これは反則金を支払うことで公訴の免除を認めるものである。この場合、刑事訴訟手続きを踏まずに取締りをできるようにする。そして実際、2006年政令の改正に合わせて、たばこ規制の罰則に反則金制度が導入されたのであった。

さて、前述のとおり、2006年政令は、下院による報告書の上記内容を取り入れたものとなっている。なお、以下で引用する条文は、その後の若干の改正を反映させており、内容・条文番号ともに現行法のものである。2006年政令は、後述するカフェ等を除き、2007年2月1日から施行された。

まず、喫煙禁止の原則的規定と喫煙場所の設置可能性に関しては、1992年政令の規定に一部付け加えることで喫煙規制を拡大した。

R.3512-2条 L.3512-8条〔注、1991年のエヴァン法1条〕に掲げる、多数の者が利用する場所における喫煙の禁止は、以下の各号において適用する。

- 1° 公衆が出入りし、または職場となっている、屋根のある閉め切られた場所。
- 2° 公共交通機関。
- 3° 公立および私立の小学校・中学校・高校の囲われていない場所、および未成年の受け入れ、研修、又は宿泊のための施設。

(現行法では、4° に多数の者が利用する遊び場が付け加えられている。)

R.3512-3条 R.3512-2条に掲げる場所の中では、必要に応じて当該場所に責任のある者又は機関によって作られた喫煙者用の場所においては、喫煙禁止は適用しない。

公立および私立の教育施設、実習生の研修センター、未成年者の受け入れ、研修、宿泊、又はスポーツ活動のための施設(定期的に当該用途で利用される場合を含む。)、および保健施設の中では、喫煙者用の場所を設けることはできない。

前者では、喫煙禁止の原則的規定に「未成年向けの受入れ、教育、又は宿泊施設」が加わり、後者では、1992年政令にはなかった2項規定を追加し、喫煙所の設置が許されない場所として、学校等の教育施設や、病院等の保健施設を挙げた。2006年政令の他の規定に、学校や病院で例外を認める規定はなく、これにより、全面的に喫煙禁止となったのである。これらの喫煙禁止の場所では、目立つ標識により、喫煙禁止の原則を知らせるとともに衛生上のメッセージを記す。また、喫煙場所の入口にも、衛生上の警告文を貼ることが義務付けられる (R.3512-7条)。

これに対して、職場については、依然として全面喫煙禁止とする規定はなく、喫煙場所の設置は可能とされており、かつ、1992年政令と同様の手続的規定 (衛生・安全及び労働条件委員会および産業医の諮問を経ること) が置かれているに過ぎない (R.3512-6条)。

行政機関において同様である。

もっとも、喫煙場所の設置基準は大幅に改正され、次のように、極めて厳しいものとなった。

R.3512-4条 R.3512-3条に掲げる専用場所は、喫煙用とされ、いかなるサービスも提供されない閉ざされた部屋 (salles closes) とする。専用場所のメンテナンスは、利用者がいないときに最低1時間、空気を入れ換えた後でなければ行うことができない。

専用場所は、以下の基準を満たすものとする。

- 1° 自動換気により、1時間あたり部屋の容積の最低10倍の空気量を入れ替えることのできる排気装置が設けられていること。この装置は、建物の換気または空調のシステムとは完全に独立していること。常時、隣部屋よりも最低5気圧低い状態の部屋であること。
- 2° 意図せずに開くことのない自動開閉装置の設置されていること。
- 3° 通路ではないこと。
- 4° 専用場所を設ける施設の総面積の20%を超えない面積であり、かつ、各専用場所の面積は35m<sup>2</sup>を超えないこと。

つまり、喫煙場所を設置するには以下の基準を満たす必要がある。①喫煙用であること(1項-すなわち、他の部屋と物理的に分離されていること)。2項3号が通路ではないことを求めているので、完全に別個の喫煙者用の部屋でなければならない。②閉ざされた部屋であること(1項-これは、屋根のある閉め切られた場所を意味すると思われる)。2項2号が扉で閉められていることを求めているので、完全に閉め切られた部屋でなければならない。③一定の機能を備えた自動換気装置を設け、隣部屋よりも最低5気圧低い状態にすること(2項1号)。これは、他の部屋と分離されているだけでなく、喫煙場所の空気が漏れないことも求めるものである。④いかなるサービスも提供されないこと(1項)。これは、従業員の受動喫煙を防ぐための基準である。また、これにより、喫煙者専用のカフェといったものは不可能になる。⑤喫煙場所は一定の大きさ以下であること(2項4号)。

罰則に関しては、原則として喫煙禁止とされる場所(上記のR.3512-2条に掲げる場所)において、喫煙場所以外で喫煙をした者には、第3級違警罪として定められた罰金が科される(R.3515-2条)。これには反則金(amande forfaitaire)の制度が適用されており、反則金は68ユーロ、45日以内に支払わない場合には180ユーロに増額される。それでも支払わず、正式に違警罪の罰金が適用されると、最大で450ユーロとなる。また、施設・場所の責任者についても、標識を掲示しなかった場合、喫煙場所の設置基準に違反した場合、以上の違反を意図的に助長する行為をした場合には、第4級違警罪として定められた罰金が科される(R.3515-3条)。これらには、最後の助長行為を除き反則金制度が適用されており、反則金は135ユーロ、45日以内に支払わない場合には375ユーロに増額される。それでも支払わ

ず、正式に違警罪の罰金が適用されると、最大で750ユーロとなる。なお、以上のうち、助長行為の罰以外は、1992年政令においても罰則が置かれていたが、2006年政令は反則金制度を導入した点に特徴がある。

### 3-3. たばこ規制の実施過程における法的課題・法的紛争と、裁判例における規制の正当化の論理

#### (1) たばこ規制と企業活動の自由

・憲法院1991年1月8日判決<sup>20</sup> (Cons. const., n° 90-283 DC, 8 janvier 1991, *Loi relative à la lutte contre le tabagisme et l'alcoolisme*, Rec., p. 11)

たばこの宣伝・広告規制や喫煙規制を定めた1991年法が制定されると、憲法院において、その合憲性が争われた。事案は同法3条による宣伝・広告の禁止をめぐるものであったが、たばこ規制一般に関する重要な判断が示されている。

憲法院は、まず、宣伝・広告規制による財産権侵害（商標所有権の行使に対する制限の合憲性）について、次のように判断した。「この条文[3条]は、公衆の健康 (*santé publique*) の保護という憲法上の原則に根拠を有している。結局のところ、法律はたばこ小売店の中で広告をする可能性を残している。本法3条が定める禁止は、93年1月1日からしか、その効力を生じない。したがって、財産権の行使の特定の方式に対する3条による制約は、憲法に違反しない」。次に、宣伝・広告規制による企業活動の自由の侵害について、次のように判断した。「本法3条は、たばこ及びたばこ製品の生産も、配付も、販売も、禁止していない。たばこ小売店の中では、消費者に情報を与える可能性が残されている。その他の形態の広告・宣伝の禁止は、憲法上の価値を有するところの公衆の健康の保護の要請に基づくものである。したがって、本法3条は、企業活動の自由に対して、憲法に反する侵害を及ぼすものではない」。

こうした判断の基礎には、フランスの1946年憲法前文11段が「国は、全ての者に、とりわけ子ども、母親、高齢の労働者に対して、健康、母性の安全、休息及び余暇の保護を保障する。」と定めていることが関係している。憲法院が示した論理によるならば、喫煙規制に関しても、健康の保護のためにレストラン・カフェ等での喫煙禁止を正当化する一方で、喫煙規制は営業それ自体を制限するものではないため企業活動の自由に対して間接的にしか影響しないというように評価され得るように思われる。

・コンセイユ・デタ1993年7月9日判決 (CE, 9 juillet 1993, *Association « Collectif pour la défense des droits et des libertés »*, req, n° 139445)

企業活動の自由との関係については、1992年政令の取消訴訟の中で、コンセイユ・デタの判断が示されている。喫煙場所の限定とその設置基準に関して、行政裁判所は、「〔政令〕2条および3条の上記規定は、1976年7月9日法律の前記16条に根拠がある。そのため、

原告協会は、本件諸規定が個人の自由や企業活動の自由に対する侵害を有効に主張することはできなかつた」と判示したのである。簡潔ながら、政令の定めは法律の範囲内であること、個人の自由や企業活動の自由を違法に侵害するものでないことが述べられている。

なお、この判決では、職場での喫煙規制に関して、「一方で、2人以上が集まる職場やオフィスは『多数の者が利用する場所』の一つであり、そこでは同法の上記規定に基づき喫煙が禁止され、他方で、本件デクレが定める喫煙禁止は、多数の者が利用するのではない個人用のオフィスには適用されない」と判示されている。もっとも、職場内の個人用のオフィスについて、2006年政令の制定後、政府が発した通達<sup>21</sup>では、一人だけが利用するオフィスであっても、そこに複数の人が出入りする場合、特に清掃員が出入りする場合には喫煙禁止の規定が適用される、と記されている。2006年政令後、裁判所の判断は示されておらず、なお議論の余地があろう。

・ヴェルサイユ行政控訴院2012年6月26日判決（CAA de Versailles, 26 juin 2012, req. n° 11VE02892）

以上と関連して、喫煙規制の事案ではないが、喫煙規制の問題を考える上で参考になるものとして、広告用灰皿の製造業者が1991年法による規制によって生じた損害の賠償を求めたものがある。下級審の行政裁判所である行政控訴審は、次のように判示して、請求を棄却した。「公の負担の前での市民の平等を根拠として、立法を理由とする国の賠償責任が生じることがあるが、これは、法律の制定と請求された損害との間に十分に直接的な因果関係のあることが証明され得る場合に限られる。上記諸規定は、……喫煙者用の場所〔の設置〕の可能性も残しており、したがって、広告用灰皿の販売を包括的かつ絶対的に禁止することにはならない。そうすると、原告が賠償を求める損害が公衆衛生法典の上記諸規定の施行と直接的に結びついていることを原告は証明していない」。

ここでは、たばこ規制立法による影響が間接的であることを理由に損害の発生自体が否定されており、この論理は、上記企業活動の自由に関する裁判所の判断に通じるものがあるであろう。さらに注目されるのは、法令が特定の者に対して過度の負担を課した場合、つまり平等原則に反する場合には、国には損害賠償責任が生じるという点である。平等原則の問題は、後述(2)でも述べることにする。

## (2) 2006年政令による喫煙規制の正当化の論理

・コンセイユ・デタ2007年3月19日判決（CE, 19 mars 2007, *Mme Le Gac et autres*, n° 300467 ; *Rec.*, p. 124）

2006年政令に対しては、たばこ関連の団体および中学校の教師による取消訴訟が提起され、この政令を適法であるとするコンセイユ・デタの判断が示されている。この判決は、喫煙規制をめぐる諸論点に関する非常に重要な判断が含まれている。

第一に、原告に学校教師が含まれていたこともあり、2006年政令による学校での喫煙全面禁止の適法性が争われた。原告は、学校等の特定の場所において喫煙場所の設置それ自体を政令により禁止することは許されないはずだと主張した。この点のコンセイユ・データの判断は次のとおりである。「法律〔注、1991年法〕は、あらゆる場合に喫煙専用室を使用できる可能性を喫煙者に与えてはならず、単に当該部屋を必要な場合には設置できるとしたに過ぎない以上、上記場所〔注、多数の者が利用する場所〕の中から一定の場合に喫煙専用室の設置を禁じることは、それが公衆衛生の保護の観点から正当化され、かつ、達成しようとする目的と比例している限り、〔政令の制定権者である〕首相の権限に属する」。

このように、比例原則に基づき、全面喫煙禁止は、公衆衛生の保護という目的の達成に適うものであり、かつ、この目的との関係で全面禁止という手段が比例している場合には許されるという考え方が示された。ここでは、1991年法が、多数の者の利用する場所での喫煙を原則禁止にしていることも考慮されているが、ただ、だからといって無条件に全面禁止を認めたわけではないのである。また、コンセイユ・データは、行政機関による政令制定にあたっては、「多数の者が利用する場所において人々がたばこ（tabagisme）によって曝されるリスクの重大性に関して行政機関が有する疫学的データ」を考慮するものであると述べており、したがって、上記の比例性の審査においては、客観的なデータに基づき、喫煙者自身や受動喫煙を被る者に対するリスクの重大性の程度に応じて、一定の場所での全面喫煙禁止が許容されるか否かを評価すべきことになると言える。

では、コンセイユ・データはどのように評価したのであろうか。この点、次のように判示し、学校での喫煙全面禁止の適法性を認めたのであった。「中学校及び高校において当該禁止を定めることで、本件政令は、当該禁止がたばこのリスクからの若年者の保護の実効性を高め得るものであるという点で、そうした特別の保護を保障しようとしたのである。本件政令はそのように定め、関係施設の教職員についてはその職場の特殊性を考慮したために特別の義務を課しているところ、本件政令はその適用対象となる者の権利を違法に侵害したのではなく、平等原則に反したものでもない」。

前述のとおり、2006年政令の根拠である1991年法の立法過程では、若年者等に対する受動喫煙の問題が強く意識されていた。コンセイユ・データは、このことを確認することで目的に適合していると判断するとともに、規制対象である場所の特殊性を考慮することで、教職員には職場での喫煙全面禁止という特別の義務が課されていると理解した。もっとも、この義務の正当化の論証を、コンセイユ・データは殆どしていない。この点、訴訟の中で本件の法的論点について検討をした裁判所の論告担当官によると、全面禁止の正当化には躊躇したことを認めつつも、①教師の模範性、②若年者の喫煙防止のための施策の一貫性、③教職員の不利益が重大ではないこと、を挙げて2006年政令は適法と解すべきと述べていた<sup>22</sup>。また、上記判示の最後で平等原則の違反もないとされたが、この点については、論告担当官によると、児童生徒に対する教師の特殊な役割に鑑みて、他の職業とは異なる状

況にあることが理由として挙げられていた。

次に、第二に、2006年政令による喫煙場所の設置基準に関しても、比例原則（厳しすぎるのではないか、小規模の店舗等では達成不可能であり事実上の喫煙全面禁止となっていないか）、および平等原則（小規模の店舗等の固有の事情を考慮していないのではないか）が争われた。コンセイユ・デタは、前者に関して、設置基準の定めは、「公衆衛生の保護の目的との関係で比例性を欠いているとは言えず、また、上記規定の実施は不可能であるとして、結局のところ、実際には多数の者が利用する場所すべてにおいて喫煙を全面禁止することになるとも言えない」として、比例原則の違反を否定した。また後者に関しても、「一般論として、平等原則は同じ状況に置かれている者を同じように扱うことを課すものであるが、そうであるとしても、異なる状況に置かれている者を異なるように扱うことを義務付けるわけではない。したがって、本件政令は平等原則を侵害してはならず、喫煙専用室の設置について一律の基準を定めることができ、特に、施設の規模や経済的状况に応じて区別をしないことができたのである」と判示した。

ここでは、比例原則・平等原則の観点からの検討の必要性を確認することができるであろう。

第三に、レストラン・カフェ等については2008年1月1日から2006年政令は施行されたところ、費用のかかる設備を備えるための期間としては短すぎるという主張がなされた。これに対して、コンセイユ・デタは次のように判示し、適法であるとした。「本件政令は、公衆衛生上のやむを得ない必要に基づく諸規定の迅速な適用を確保するとともに、関連施設については新たな規制に適合するための期間が必要であることをも考慮しようとしたのである。こうした考慮の上で定められた施行期日に明白な評価の過誤はなく、法的安定性の原則にも違反してはいない」。

### (3) 従業員の受動喫煙からの保護

・破毀院2005年6月29日判決（Cass. Soc., 29 juin 2005, *Bulletin* n° 219, p. 192, n° 03-44412）

受動喫煙からの保護は、前述のとおり、1991年法の立法理由の一つとされ、また2006年政令の制定にあたって強く意識されていた。従業員や子供、妊婦、患者など、特に受動喫煙に曝される場合が多い者や、受動喫煙によるリスクの高い者が、念頭に置かれていた。そして、破毀院の2005年判決が下されたことで当時の1992年政令の法制的不備が生じているという認識から、2006年政令の制定へと至ったのであった。

この2005年判決の事案は、民間企業の従業員が、会社内の多数の者が利用するオフィス（bureau）を完全禁煙にしないことは雇用主に責任があるとし、自ら労働契約を破棄するとともに、損害賠償の支払いを請求したというものである（正当な理由のある労働契約の破棄は、理由のない解雇に相当する）。雇用主はすでに、全従業員に対して、原告の周囲での喫煙を禁止し、また、多数の者が利用するオフィスでは禁煙とする掲示はしていた。



しかし、破毀院は次のように判示し、請求を認めて1000ユーロの支払いを命じたのである。

「本件雇用主は、企業内におけるたばこ中毒からの保護に関して従業員に対して安全配慮義務（obligation de sécurité de résultat）があるところ、上記規定が求める要求を満たしていなかった」。したがって、原告による労働契約の破棄には理由があり、これは解雇に相当する効果を生じさせる。

このように受動喫煙に曝された従業員が雇用主に損害賠償を求めうることは、判例として定着している。例えば、バーの従業員であった原告がバーには喫煙場所が設置されていたことから受動喫煙に曝されたことを理由にして2005年10月に労働契約を破棄した事案でも、雇用主には2500ユーロの支払が命じられた（Cass. soc., 6 octobre 2010, Bulletin n° 215, n° 09-65103）。ここでは、雇用主側が、原告には健康への影響が生じていないこと（原告が健康への影響を証明すべきであること）や法令上喫煙場所の設置が認められていたことを主張したが、破毀院はこれを斥けている。

・ コンセイユ・デタ2011年12月30日判決（CE, 30 décembre 2011, req. n° 330959）

上記の安全配慮義務は民間雇用主に課される義務であるが、実質的に同様のことは、行政機関に対しても課されている。県職員が、自身ががんに罹患したのは職場で受動喫煙に曝されたことが理由であるとして損害賠償を請求した事案において、コンセイユ・デタは次のように判示し、原告の主張を認めたのであった。

「職員の安全を確保し、および身体的・精神的な健康を守るために、必要な措置をとることは、行政機関の義務である。当該義務により、……上記を対象とする法令規定の適正な執行は行政機関の責務であり、これを怠った場合には役務の過失（フォート）を犯すことになる。当該義務からは、特に、多数の者が利用する場所における喫煙の禁止の適用条件を定める1992年5月29日政令……の1条の遵守に留意することが、行政機関の責務である。職場で受動喫煙に曝されたことが健康上の支障の原因であると主張する職員については、その疾患が通常の業務によって本質的かつ直接的に引き起こされたことが明らかでなく、業務上の疾病に関する法律によっては給付が認められない場合であっても、過失（フォート）による上述した義務の違反を申し立てることにより、勤務先の自治体の損害賠償を求めることができる」。

・ ボルドー行政控訴院2012年12月18日（CAA de Bordeaux, 18 décembre 2012, req. n° 11BX01213）

上記のコンセイユ・デタでの事例では、原判決を斥けたものの差戻したため、コンセイユ・デタは損害賠償額を示していない。この点、別の行政事件の中には、「機会の喪失」を損害と認めて賠償を命じたものがある。事案は、トゥールーズの国立建築学校の教師を1968年から2003年まで務めた原告が、2000年に肺がんが発覚し、これは職場で受動喫煙に

曝されたことが原因であると主張し、損害賠償を請求したものである。当時は1991年法・1992年政令により学校内では喫煙場所が限られており、原告の職場では、旧入口ホール、カフェテリア、中庭、二つのアトリエ前の通路部分のみが喫煙可能とされていた。しかし、実際には守られていなかったのである。

行政控訴院の判決では、①少なくとも1992年から1999年までは法令が遵守されていないことが認められ、これは賠償責任を生じさせる過失（フォート）であり、②鑑定書によると、原告は1968年から受動喫煙に曝されており、これが肺がんの要因であると考えられるとされた（なお、原告は喘息を患っており、学校外ではたばこの煙に曝される環境で暮らしてはいなかったことが認定されている。また、原告は年320時間の講義しか担当していないが、このことは受動喫煙が疾患の要因であることに影響しないとされる）。そして、③損害額の評価に関して、次のような判断が示されたのである。

「本件学校が反たばこ対策を怠ったことで1992年から犯した過失（フォート）から直接生じた損害について、これが全額賠償されるべきものであるが、当該損害とは、1968年以降たばこに曝されたことでがんを発症した結果として生じた身体的損害ではなく、1992年以後の暴露の継続による当該損害を避けるという機会の喪失である。したがって、本件学校が負うべき賠償額は、身体的損害の一部と評価されるべきであり、失われた機会の大きさに応じて決められるべきである」。この観点から、原告の損害額としては、a) 発覚から退職までの間の減収と、この間に受けた苦痛として、6500ユーロ、b) 恒久的な経済的損失としては、28000ユーロ、c) 美的損害として、2700ユーロ。合計37200ユーロの損害のうち、がんを避ける機会の喪失による分は60%と評価され、最終的に、22320ユーロの賠償が認められた。

#### （4）芸術的・文化的表現の規制の問題——表現の自由の制限

たばこ規制立法の実施過程における法的問題として、フランスにおいては、たばこの宣伝・広告の規制に関する事例が多数生じている。これは、1976年法、1991年法が、ともに宣伝・広告規制をたばこ規制の中心としており、一方では厳しい法規制があり、他方ではたばこ広告は形を変えながら続いてきたからである。広告規制をめぐっては、表現の自由に対する制約は許されるのかという論点がある。

宣伝・広告規制に関する現行法は1991年法（公衆衛生法典に組み入れられている）であり、現在の条文番号では、L.3512-4条において、①たばこ又はたばこ製品のための直接的又は間接的なあらゆる宣伝・広告、並びに無償のあらゆる配付は、これを禁止する、②たばこ店の看板、店内に配置され外部からは見ることのできない小型ポスターについては、大臣間アレテの定める指標に適合することを条件として、前項の規定は適用しない、③たばこ又はたばこ製品のための直接的又は間接的な宣伝・広告を目的とし、又は当該結果をもたらす場合、あらゆる後援活動を禁止する、と定められている。また、L.3512-5条にお

いて、たばこ又はたばこ製品以外の組織体、サービス、活動、製品又は商品のためのあらゆる宣伝・広告は、その画風、展示により、又は商標、広告用図柄その他の記号の利用により、たばこ又はたばこ製品を連想させる場合、これを間接的な宣伝・広告とする、と定められている。何れに対しても、罰則がある。ただし、省令で定められた完全に業界向けの出版物・ネット配信については、上記の規制は適用されない。

・破毀院2018年5月15日判決（Cass, crim. 15 mai 2018, n° 17-82033）

以上の法規制の下で、現在では、いわゆる「たばこ文化」というものに対しても、表現の規制が及んでいる。

この事案では、キオスクで販売され、インターネット上で有料でアクセスできる雑誌である「葉巻愛好家（L'Amateur de Cigare）」の94号（2013年5・6月号）の中に、次の記事があり、販売促進の目的・効果をもつものとして刑事罰が科された。すなわち、①「Cricket」というライター等のたばこを吸うことに結びついたアクセサリーや、「Fallon」というメーカーの葉巻ケース等の葉巻専用のアクセサリーを紹介した。②上記の葉巻ケースに、フランスのたばこの箱に記載される警告表示である「喫煙は寿命を縮める（fumer tue）」を思い起こさせる絵文字を組み合わせた。具体的には、ドクロの中に、「喫煙は寿命を縮める」、「老化は死をもたらす（vieillir tue）」、「運転は寿命を縮める（conduire tue）」、「飲酒は寿命を縮める（boire tue）」、「愛は寿命を縮める（aimer tue）」という標語を入れるとともに、同じくドクロの中に「生きよう（vivons）」というメッセージを入れて、生きることを勧め、たばこの警告表示を暗に嘲笑した。③明らかに販売促進のための記事として、例えば、葉巻会社の経営者のインタビューや（Balmoralの葉巻がもつ3種類の味の特徴を強調した）、「世界の銘葉巻130選－愛好家ランキング」と題する記事があり、このランキングの中には、種類ごとの単価が載っており、上位の葉巻であっても高額ではないことから葉巻への関心を強めて購入を促すものであった。また、④メディア業界人による40年間にわたり葉巻を吸っているというインタビューや、作家がハバナ葉巻なしには執筆ができないとか、1日に3本の葉巻を吸っているというインタビューの記事があり、どちらも手に葉巻を持った写真付きであった。これは、葉巻を吸うことが著名人やその生活スタイルと同じになるための行程であり、一定のエリートの特権であることを示唆することにより、読者の興味を引くものであったと評価される。

破毀院は、以上の事実認定による有罪と結論付けた原審を肯定したが、その理由の中で、「表現の自由に対する制約は、それが必要であり、かつ正当な目的と比例している限りにおいて、公衆衛生の保護のために許容されるものであり……」との判断を示した。比例原則の観点から審査するという趣旨であり、破毀院は、1991年法に比例原則違反はないと評価したのであった。

・モンペリエ地方行政裁判所（TA Montpellier, 6 avril 2012, n° 1002975, AJDA 2012, p. 737）

23

文化的・芸術的表現との関係で一層の緊張関係をはらむのが、各種のメディアにおける喫煙姿の扱いである。この事案とは関わりのないことであるが、昨今のフランスでは、例えば、1996年、郵便切手に使われていたアンドレ・マルロー（André Malraux）写真から、口にくわえたたばこが消されたり、2005年、フランス国立図書館での展示に際して、ジャン＝ポール・サルトルの写真の中から喫煙しているものが除かれたりしている。他にも、2009年には、ゲンスブール（Serge Gainsbourg）の生涯を描いた映画（Gainsbourg (vie héroïque)）のポスターが、本来はゲンスブールの顔写真にたばこの煙を渦巻状に吐く姿のはずであったが、たばこの煙の部分が画像処理により消された。同じく2009年、オドレイ・トトゥ（Audrey Tautou）主演のココ・シャネルの映画のポスターから、シャネルが愛用していたたばこケースが消されてしまった。

このように、表現物の内容それ自体には規制は及んでいないものの、宣伝・広告にあたっては、間接的にであっても、たばこを連想させることが避けられるようになっている。

しかし、2012年に下された判決では、1991年法以前の人物であれば喫煙していた経歴を消すことまでは求められず、そうした人物の写真を用いても違法とはならない、との判断が示されている。事案は、クラピエ市にある「アルベール・カミュ」メディア館の入口に、カミュがたばこを口に啣えた写真のポスター（4×3メートルの大きさ）を掲示したことをめぐって、メディア館の主な利用者は青少年であり、たばこを誘う影響があると問題視されたのである。

モンペリエ地方行政裁判所は、①法令違反の有無に関しては、「当該ポスターの役割は、メディア館の若年利用者や付近を通る第三者に対して、たばこの消費を連想させたり意図的に促したりするものではない。これは、専ら、哲学者の氏名から顔が分かるようにするものである。なお、たばこの銘柄の記載はない。」と述べ、直接的又は間接的なあらゆる宣伝・広告には当たらないと判断した。また、②写真の選定に関しては、「20世紀の偉大な哲学者の姿に口に啣えたたばこが結びついていることは周知の通りであり、しかも、上述のとおり、当該表現は前記のたばこの販売促進の目標を達成しようとするものではなかったのであり、〔たばこを啣えていない他の写真を選ぶことができたという〕事情は、彼の写真のうちの一つを、それが必要な場合には一定期間にわたり公衆に向けて展示する可能性を本件地方公共団体から奪い得るものではなかった。」と述べ、喫煙していたことが周知の過去の人物についてはその写真の展示は許されるとの評価を示したのである。

なお、この判決の直前の時期には、行政側から通達<sup>24</sup>が発せられており、喫煙している人物の表現が許される基準として、①作品・表現の目的が、専ら文化的・芸術的なものであり、たばこ産業のつながりのある広告主でないこと、②歴史的人物であり、誰もが知っているか、または、全体が芸術的な芸術作品の中に登場する者であること、③その者は、

たばここと切り離せないイメージ・人物・歴史があること、が挙げられている。

上記判決や通達を合わせると、過去の有名な喫煙している人物の表現は法律上明示的に禁止されてはいないが、そうした表現は過去の者についてのみ許容され得るのであり、しかも当然に許されるのではなく、表現の目的や、たばこ人物との不可分性という観点から場合に依じて判断されることになると考えられる<sup>25</sup>。もっとも、この基準によると、現在の有名な人物の喫煙姿を広告で用いることはできないことになるのである。

#### 4. 考察

##### (1) たばこ規制立法の立法過程および実施過程における考慮要素のまとめ

フランスのたばこ規制立法の立法過程においては、初めての規制立法である1976年法・1977年政令の制定時には、たばこの有害性を理由として、たばこ中毒（tabagisme）、すなわち過剰な喫煙を抑制することを立法理由としつつも、喫煙それ自体に対して権力的手法は用いないこと、喫煙者の自由を尊重することが明確に意識されていた。そのため、喫煙者への情報提供・啓発という手法がとられた。その反面、喫煙規制に関しては、多数の者が利用する場所であって換気装置等の基準を満たさない場所を喫煙禁止としつつも、喫煙室の設置を広く認め、レストラン・カフェ等については適用除外とし、しかも規制があっても取締りはなされず実効性に乏しかったため、喫煙自体は広く容認されたのであった。

これに対して、1991年法・1992年政令の立法時には、受動喫煙からの非喫煙者の保護という理由が全面に出され、建前上は、多数の者が利用する場所での喫煙を原則禁止としつつ、例外的に、設置基準を満たす場合には喫煙場所の設置を認めるとし、政策の転換がなされた。確かに例外や実施の不備があり、またレストラン・カフェ等では喫煙専用室ではなく室内の配置により喫煙場所を設置できるとの例外も認められた一方で、公共交通機関での喫煙規制は進むなどの変化が見られた。その際には、規制立法を徹底的に適用するというよりも、喫煙禁止の詳細は政令に委ねられ、政府が関係業界との交渉を重ねて、合意を得つつ喫煙禁止の対象・範囲を拡大するという手法がとられた。

そして、この流れは、1991年法に基づく1992年政令を改正した2006年政令において完成する。2006年政令の制定時には、やはり受動喫煙からの非喫煙者の保護を理由としつつも、より具体的に、従業員や子供、患者などの特に受動喫煙のリスクの高い者の保護が理由とされ、また、法制的な考慮事項として、WHOのたばこ規制枠組み条約、EUの方針、国内法の判例の存在が考慮された。喫煙規制の内容については、それまでの不備の検討を踏まえて、喫煙室を物理的に分けるという基準が新たにとられたり、取締りの実効性を高めるための反則金制度も導入された。その一方で、喫煙者にレッテルを貼ることは慎重に避けられ、むしろ、喫煙者に寄り添うための支援の重要性が訴えられた。

フランスのたばこ規制立法の実施過程で生じた法的課題と、そこでの論点・考慮要素については、宣伝・広告規制を除くと、主に、1991年法・1992年政令の施行後に現れた裁判

事例の中から確認することができる。

第一に、企業活動の自由に対する制約の問題がある。この点、フランス法では、健康の保護を憲法原則として認めつつ、そのための制限による全面的に企業活動が妨げられていない以上は、規制立法は許されると解されている。

第二に、一定の場所での喫煙禁止をどのように正当化するのかという問題がある。ここでは、比例原則の観点から、その規制が、公衆衛生の保護のために正当化されるか、具体的な規制の手段が目的との関係でバランスがとれているか、という検討がなされる。したがって、受動喫煙に関する客観的なデータに依拠して、リスクの重大性の程度に応じて、全面的禁止、部分的禁止や例外（喫煙所設置）の容認など、規制手段の合理性が評価されなければならないことになる。また、手段の合理性に関しては、規制場所（例えば学校）の特殊性の有無や、政策全体との関連性、不利益の重大性も考慮されている。

第三に、喫煙所の設置基準を厳しくすることが、どのように正当化されるのかという問題がある。この点も比例原則に基づき検討されるとともに、平等原則の観点から、小規模事業者等に対して過度の規制となっていないかが検討される。平等原則に関して、フランスでは、異なる状況に置かれている者を異なるように扱う義務はないという考え方に基づき、厳しい設置基準に平等原則違反はないという結論を導いている。

第四に、新たな喫煙規制の実施をいつから始めるのか、という問題がある。法令の施行期日、あるいは経過措置の問題である。フランスでは、1991年政令ではレストラン・カフェ等が明確に適用除外とされ、1992年政令ではレストラン・カフェ等については特別に間取りの工夫による喫煙場所の設置が認められていたが、2006年政令に至って、経過措置的な例外は認められなくなった。それでも、レストラン・カフェ等に対して、2006年政令は2008年1月まで適用を猶予することとされた。

第五に、受動喫煙のうち、特に従業員の保護という問題がある。フランスでは、1991年法・1992年政令では喫煙規制があまり徹底されなかった中で、2005年の判例により、受動喫煙から従業員を保護すべきことを安全配慮義務として雇用主に義務付ける判断が示された。これが一つの契機となり、2006年政令の制定に結びついたという事情がある。

第六に、たばこ規制が文化的・芸術的表現を制限してしまわないか、という問題がある。フランスでは、たばこの宣伝・広告に対して厳しい規制があることとの関係で、喫煙姿を含む表現が広告規制によって制限されるのかが争われたが、規制立法以前からの有名な人物に関する文化的・芸術的表現であり、単に喫煙姿があるだけであれば、そうした表現は禁止されないと解された。

## (2) 日本における法的課題

日本では、たばこに関する裁判事例としては、当時の国鉄を相手取った嫌煙権訴訟（東京地判昭和62年3月27日判例時報1226号33頁）が有名であるが、裁判所は、受動喫煙の身体

に対する影響は、程度や状況に応じて一定ではなく、具体的な健康上の被害が生じるか否かは必ずしも明らかではないと解した。その後も、職場で受動喫煙を受けた者が雇用主や勤務先の自治体に損害賠償を求める訴訟が提起されているが、裁判所は、概ね、喫煙室を設置する等の一定の対策をとっていれば足るとして損害賠償請求や全面禁煙の求めは認めない傾向にある。

2002年に成立した健康増進法の中には、受動喫煙の防止措置をとるべき努力義務（罰則はなく、従うか否かは実質的に任意とする規定）が置かれ、これを契機として自主的対応がとられるようになった（2014年には労働安全衛生法が改正され、職場内での受動喫煙の防止が努力義務とされた）。もっとも、健康増進法の成立後においても、職場で受動喫煙をめぐる訴訟において裁判例は、健康増進法は特定の対策は義務付けていないため具体的な対策内容は事業者任せられているとか、具体的な状況において受動喫煙により従業員に健康被害が生じることを認識できた場合に限り特別な対策が必要となると判断している<sup>26</sup>。

このように、日本では、たばこのパッケージへの注意表示の義務（たばこ事業法による）等を除くと、従来の立法において、たばこに関して法的な規制は課されてこなかった。これを反映するように、判例においても、喫煙に寛容な判断が示されてきた。

日本において喫煙規制を義務付けた初めての法律は、2018年に成立した改正健康増進法（平成30年7月25日法律第78号）である。その立法理由は、①受動喫煙の有害性とその防止、②WHOのたばこ規制枠組み条約の存在、そして、③2020年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピックが挙げられている<sup>27</sup>。もっとも、その立法過程は、受動喫煙対策のあり方が議論されたというよりも、与党・自民党内の多くの反対派を前にして、反対派の合意を得るために、どのような例外を認めるべきかが主に議論された。象徴的なのは、以下でみるように、飲食店に対する規制内容である。

当初、2016年10月に厚生労働省がたたき台<sup>28</sup>を示した段階では、学校や病院のように特に受動喫煙対策が必要な施設の他は、原則として屋内禁煙、ただし喫煙専用室の設置可とされていた。

しかし、業界団体や自民党内の反対を受けて、2017年3月に公表した改正案の骨子<sup>29</sup>では、飲食店等のうち、小規模（30㎡以下を想定）のバー、スナック等（主に酒類を提供するものに限り、居酒屋等や、主に主食を提供する飲食店は含まない。）は、店内でも喫煙禁止とせず、また、既に設置されている喫煙専用室については、施行後5年間、一定の基準を満たすものの存置を認めるとした。ここで居酒屋等を含めなかったのは、家族連れや外国人の利用が見込まれるためのものであり、受動喫煙対策という目的と一応の整合性はとれていた。

だが、同月には、自民党・たばこ議員連盟が厚労省案の対案をまとめ、飲食店については、禁煙・分煙・喫煙の表示をすることを条件として店内禁煙とするか否かを各店舗の判

断に委ねるべきとした。つまり、全面的に喫煙規制を適用除外にするという案である。

その後、2017年5月、自民党内では、規制賛成派と慎重派とで妥協案を合意し、飲食店のうち、大規模店は原則禁煙だが喫煙室を設置可とし、一定面積以下（100㎡以下を想定）の小規模店は表示を条件に各店舗の判断で喫煙可にすべきとした。これは、実質的には多くの飲食店を適用除外にするものである。これに対して、同月、厚労省も譲歩案を作成し、小規模の居酒屋等では一定期間に限って表示を条件に喫煙を認め、その後は従来の案どおりに屋内禁煙（喫煙室設置可）とし、また、30㎡以下のバーやスナックについては、従来どおり喫煙を認めることとした。これは、一部に期限付きの適用除外を認めるという案である。

結局、2017年は、政府と自民党とで調整がつかず、法案の提出は見送られた。

2018年になると、1月に、厚生労働省は新たな受動喫煙対策案<sup>30</sup>を公表した。これは、上記の自民党の妥協案を受け入れつつも、その対象を既存店に限るというものである。すなわち、法律の施行時点における既存の飲食店のうち、中小企業や個人が運営する店舗であって、面積が一定規模以下のものについては、別に法律で定める日までの間、「喫煙」「分煙」の標識の掲示により喫煙を可能とする。この案で自民党は了承し、2018年7月に、改正健康増進法は可決・成立したのであった。

このように、日本の立法過程においては、受動喫煙の有害性および国際的な動向を踏まえて喫煙規制の立法化を正当化しつつも、主な議論は、反対派の合意を得るための例外・適用除外の調整であった。換言すれば、たばこ規制立法の立案段階では、たばこ規制それ自体の正当化理由が示されてはいるが、立法過程（政党や議会での審議）では、規制それ自体の正当化理由とそれに基づく規制の是非や規制内容についての検討は背後に退き、主に、規制をどこまで及ぼすのか（すなわち規制の適用範囲・例外や、規制実施により生じる問題への配慮）が論じられたのである。

日本において、改正健康増進法を踏まえてどのような司法判断が下されるのかは、今後の裁判例を待つほか無い。もっとも、一つの示唆的な事例として、千代田区の路上喫煙防止条例をめぐる事例（路上での喫煙禁止地区内で喫煙したことにより罰則を科された違反者が、標識等がなく当該地区であると認識できなかつたと主張した）ではあるものも、裁判所は、路上喫煙防止条例が広まっている現状では喫煙者において喫煙禁止場所でないか否かを十分に注意する義務があるとして、この事件では違反者の過失を認めたのであった（東京高判平成26年6月26日判例時報2233号103頁）。こうした裁判所の解釈手法によるならば、裁判所においては規制の事後的な正当化の検討は殆どなされないのではないかと危惧される。

## 5. 結論

日本においては、受動喫煙の有害性および国際的な動向を踏まえて喫煙規制の立法化を



正当化しつつも、主な議論は、規制をどこまで及ぼすのか（すなわち規制の適用範囲や、規制実施により生じる問題への配慮）が論じられていた。

これに対して、フランスにおいては、立法過程において、たばこの有害性に基づく喫煙規制の正当化とそれに基づく規制の是非や規制内容についての検討が行われてきた。例えば、過剰な喫煙（＝たばこ中毒）への対策がとられた際には喫煙者の自由をも尊重しており、その後、受動喫煙からの非喫煙者の保護が立法目的とされた際には、特に保護すべき場所から対策が進められていった。レストラン・カフェ等は例外が認められてきたが、国内外の法制的な動向を踏まえて、特に職場での受動喫煙からの安全配慮義務が認められたこともあり、2006年には、屋内が全面禁煙とされたのである（厳しい基準を満たせば喫煙専用室の設置は可能）。規制立法の実施後に生じうる問題を考慮して例外を認めつつ、徐々に規制を広げ、厳格化していったと言える。その上、規制立法の実施後も、裁判所において規制の正当性が論じられており、一方では健康の保護という憲法原則が援用され、他方では比例原則と平等原則の観点から検討がなされ、結論としては、規制立法の適法性が認められている。

日本において、裁判所が規制の事後的な正当化の検討をすることは稀であるように思われる。これは、ある意味で当然であろう。立法過程において法的・科学的に厳密な議論がされないとすれば、裁判所は事後的な審査を行うのであって、立法政策に深く介入することは控えられるべきであるため、裁判所が十分な検討を行うことは難しい。

しかし、改正健康増進法について言えば、既存の小規模の飲食店や既存施設に経過措置的な例外が認められたこと、そうした店では従業員の受動喫煙からの保護が不十分なこと、学校等でも屋外喫煙場所の設置が可能とされたこと、喫煙所の技術的基準の厳格さの程度、2年間の猶予期間・準備期間が置かれたこと等について、平等原則・比例原則の観点から事後的に検討する必要があるだろう。受動喫煙対策の政策としての整合性も問われるであろう。これらの多くが立法過程においては政治的な調整・妥協によって決まった事項であるため、規制を実施するには、事後的な正当化の検討は不可欠であろう。

重要なことは、たばこ規制は今次の改正健康増進法によって完結したわけではなく、今後も改正され得る（規制の強化もあれば緩和もあり得る）はずであり、そうであるとする、事後的な正当化の議論も含めた議論の積み重ねにより、一貫した合理的な制度を築くことができると思われる。フランスの立法史と比較するならば、改正健康増進法は、厳しさの程度の点では1991年法・1992年政令に近く、いずれには、経過措置的な例外を廃止し、飲食店全般について喫煙専用場所を除く屋内完全禁煙の方向性で進むであろう。もっとも、現状では、路上喫煙防止条例が先行し、その後に屋内禁煙とする改正健康増進法が制定され、しかし屋内の受動喫煙対策には大きな例外があるという状況は、受動喫煙のリスクの程度に応じた対策としては明らかに合理性を欠く制度設計である。そうした一貫性の欠如が、従業員の受動喫煙からの保護や青少年の喫煙の抑制といった最も重要な事項について、

十分に検討されない一つの要因となっているようにも思われる。また、国の対応が遅れたことで、自治体の局所的な対応が先行した結果でもある。議会においては政治的な妥協が重視されるのだとすれば、尚更、規制立法の事後的な評価は、立法の継続的な発展のためにも重要だと言えるであろう。

## 6. 引用文献

---

<sup>1</sup> 1976年法と1977年政令については、参照、Éric GODEAU, *Le tabac en France de 1940 à nos jours. Histoire d'un marché*, PUPS, 2008, pp. 220 – 244.

<sup>2</sup> 1991年法と1992年政令の解説としては、参照、Jacques-Henri STAHL, *La loi anti-tabac*, Dalloz, 1993. 著者はコンセイユ・デタという政府機関の構成員であり、そこで政令の立案・審議が行われたことから、同書は立案担当者の解説として位置づけられるものと思われる。なお参照、É. GODEAU, *op. cit. (note 1)*, pp. 341 – 347.

<sup>3</sup> 2006年政令の紹介としては、参照、入江芙美『医系技官がみたフランスのエリート教育と医療行政』（NTT出版、2015年）166頁以下「第7章 フランスのたばこ対策」、中央労働災害防止協会・中央快適職場推進センター「平成19年度 受動喫煙の健康への影響及び防止対策に関する調査研究委員会 報告書」（平成20年3月）179 - 183頁（小早川真理執筆）、土橋徹「フランスにおける包括的禁煙の実施」自治体国際化フォーラム225号（2008年）50頁以下。その後の規制強化に関しては、参照、安藤洋行「フランスのたばこ対策とその効果」、自治体国際化フォーラム、2011、258号、12頁以下。

<sup>4</sup> *Exposé des motifs par Simone VEIL (Ministre de la Santé), Assemblée nationale 1975-1976, n° 2149.*

<sup>5</sup> *Ibid.*, pp. 2-3.

<sup>6</sup> *Assemblée nationale, Discussion et adoption, après déclaration d'urgence, d'un projet de loi, le 11 juin 1976, p. 4077.*

<sup>7</sup> *Sénat, JO. Débats parlementaires, 1976, pp. 1888, 1889 et 1889-1890.*

<sup>8</sup> *Assemblée nationale, op. cit. (note 6), p. 4077 ; Sénat, op. cit. (note 7), p. 1890.*

<sup>9</sup> *Rapport de Monique TISNÉ. Cf. Assemblée nationale, Discussion et adoption, après déclaration d'urgence, d'un projet de loi, le 11 juin 1976, pp. 4073 – 4090.*

<sup>10</sup> *Rapport de Michel MOREIGNE, au nom de la Commission des Affaires sociales, Sénat, n° 356, 1975-1976, p. 30.*

<sup>11</sup> *Sénat, JO. Débats parlementaires, 1976, p. 1887.*

<sup>12</sup> Cf. Francis CABALLERO et Yann BISIQU, *Droit de la drogue*, 2<sup>e</sup> éd., Dalloz, 2000, p. 172.

<sup>13</sup> *Exposé des motifs par Claude ÉVIN (Ministre de la solidarité, de la santé et de la protection*

---

sociale), Assemblée nationale 1989-1990, n° 1418 (1990/6/6).

<sup>14</sup> Rapport de Charles DESCOURS, au nom de la commission des Affaires sociales, *Sénat 1990-1991*, n° 3. (1990/10/3), p. 53.

<sup>15</sup> Avis de la commission des Affaires culturelles, *Sénat 1990-1991*, n° 8. (1990/10/4), p. 57.

<sup>16</sup> Rapport de Jean-Marie LE GUEN, au nom de la commission des affaires culturelles, familiales et sociales, *Assemblée nationale 1989-1990*, n° 1482. (1990/6/20), p. 62.

<sup>17</sup> J.-H. STAHL, *op. cit. (note 2)*, p. 64.

<sup>18</sup> Rapport de Pierre MORANGE, au nom de la mission d'information sur l'interdiction du tabac dans les lieux publics, *Assemblée nationale*, n° 3353 (4 octobre 2006). この調査団の議長は国民議会議員のクロード・エヴァンであり、1991年法制定時には担当大臣であった人物である。

<sup>19</sup> Circulaire du 29 novembre 2006 relative à l'interdiction de fumer dans les lieux à usage collectif.

<sup>20</sup> フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例』（信山社、2002年）200頁以下。

<sup>21</sup> Circulaire du 29 novembre 2006 relative à l'interdiction de fumer dans les lieux à usage collectif.

<sup>22</sup> Luc DEREPAIS, Conclusions, *RFD adm.* 2007, p. 770 et suiv. (773).

<sup>23</sup> 判決全文は、Dallozのウェブサイトを参照。

<https://actu.dalloz-etudiant.fr/a-la-une/article/albert-camus-peut-fumer-tranquille/h/2661ce5247d37f8384cad01caaf232a3.html>

<sup>24</sup> Circulaire n° DGS/MC2/2012/136 du 28 mars 2012 relative à la représentation d'œuvres artistiques et culturelles et d'images de fumeurs.

<sup>25</sup> Caroline LANTERO, « La cigarette de Camus menace-t-elle (encore) la santé publique ? », *AJDA* 2012, p. 1841 et suiv (1844).

<sup>26</sup> 日本の裁判例については、参照、田中謙『タバコ規制をめぐる法と政策』（日本評論社、2014年）182－193頁。

<sup>27</sup> 参照、時の法令2069号（2019年）33－34頁。

<sup>28</sup> 参照、厚生労働省「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」。

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10904750-Kenkoukyoku-Gantaisakukenkouzoushinka/0000140971.pdf>

<sup>29</sup> 厚生労働省「受動喫煙防止対策の強化について（基本的な考え方の案）」。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000153190.html>

<sup>30</sup> 厚生労働省「『望まない受動喫煙』対策の基本的考え方」。

[https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000192575\\_2.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000192575_2.pdf)

## 7. 英文アブストラクト

A Study on Legal Issues in the Enforcement Process of Smoking Regulation in France

Kenichiro SAITO  
(Otaru universitu of commerce)

The purpose of this research is to examine legal issues and legal disputes that may occur in the process of legislation of smoking regulation in certain spaces, and of its application or its enforcement. In this research, we mainly investigated and analyzed legislative history and court cases in France, and compared French Law with Japanese law. In France, parliament has considered the justification of the smoking regulation based on the harmfulness of tobacco and the contents of the regulation based on it. Also, after enforcement of regulatory legislation, French courts have argued the justification of the smoking regulation. On the other hand, the Japanese parliament mainly discussed application exceptions and exemptions in order to get the agreement of the opposition. In Japan's courts, it seems rare for courts to examine the justification of the smoking regulation. However, referring to the legislative history and court cases in France, Japanese parliaments and courts should consider in terms of proportional and equality principles.